

平成21年(ネ)第5763号 遺伝子組換え稲の作付け禁止等請求控訴事件

控訴人 山田 稔 ほか12名

被控訴人 (独) 農業・食品産業技術総合研究機構

進行に関する上申書

東京高等裁判所第20民事部 御中

2010年 4月26日

控訴人ら代理人弁護士 柳 原 敏 夫

1、訴額算定の資料について

先週、裁判所から問い合わせがありました、控訴の趣旨の変更により追加された「ディフェンシン耐性菌の調査」の費用の件については、現在、業者に問い合わせ中で、回答があり次第、報告いたしますので、今しばらくお待ちいただくようお願い申し上げます。

2、今後の進行について

今回、答弁書に対する控訴人の反論(準備書面(1)~(3))に対し、被控訴人より詳細な反論(準備書面(1)~(2))が出されましたので、事案解明に必要な限りで、是非、再反論を行いたいと考えておりますが、この4月で裁判所の構成が大幅に変わりましたので、改めて、今後の進行について控訴人の考えを述べさせていただきます。

もとより控訴人らがこの間、5年にわたり本裁判を取り組んで来た動機は、風評被害(遺伝子汚染など)といった現在の被害救済のためではなく、もっぱら、被控訴人のGMイネの野外実験が子・孫の後代まで影響を及しかねない未来の環境破壊、健康被害を懸念してのことです。それゆえ、被控訴人のGMイネの野外実験がどのような危険性を持つものなのか、について可能な限りの解明をしていただきたい この「事案解明」こそ本裁判に寄せた控訴人らの最大の願いです。

但し、裁判所にとって本件科学裁判の「事案解明」が言うは易き、行い難しに思えることは、この5年間で4つの裁判所の対応を見て痛感しています。その最大の理由は、(控訴人代理人自身がそうでしたから確信を持って言えることですが) 本件GMイネがバイオテクノロジーの最先端の科学技術の応用であるため、科学技術の素人には到底、実験の適正な事実認定・危険性の判断は無理ではないかと思込んでしまうからです。

しかし、本裁判に限って言えば、争点の判断のためには「バイオテクノロジーの最先端の科学技術」の知識が要求されるものではなく、基本的には、バイオテクノロジーの基礎知識(プ

ロモーター・耐性・抗生物質耐性菌との比較など)さえ理解すれば足りるものであることを、控訴理由書で明らかにした積りです。

とはいえ、限られた時間で、バイオテクノロジーのこれらの基礎知識を正確に修得すること自身、知的財産権事件のように専門家の裁判所調査官が配属され、彼らとの間で随時質疑応答ができる体制がとられていないところでは、それなりの困難と苦痛が伴うと思われまます(控訴人代理人自身も、協力者の研究者の方々との質疑応答の中で初めてこれらを習得した経緯があるからです)。

そこで、今後、本裁判の争点の判断のために正確に理解しておくべきこれらの基礎知識のうちで、理解が困難な点、疑問点、不明点などについては、裁判所がひとりであれこれ悩む前に、ザックバランに私どもに質問していただければ、研究者同伴で回答させていただきますので、こうした自由な質疑応答の中で正確な理解を修得する場(本年1月22日付上申書で提案した「科学説明会」)を設けていただくことを重ねて希望する次第です。それは、専門家の裁判所調査官が配属されていない本件のような科学裁判における「事案解明」の具体的方法として、もっかのところ、最良かつ不可欠な方法であると確信します。

控訴人らが願うことは裁判の勝ち負けではなく、「百年後の歴史に耐えうる判決」です。子・孫の後代までの安全性を確認したいからです。そのためにも、この「科学説明会」の開催について、重ねて、ご検討をお願い申し上げます。

以上